

○農林水産省告示第 号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第八十二条（同令第七百七十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、園芸施設共済損害認定準則（平成三十年農林水産省告示第六百五十八号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 宮下 一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一 組合等が行う損害の額の認定</p> <p>1 (略)</p> <p>2 組合等は、組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等を含む。以下同じ。）から法第三十条第三号の規定による通知を受けた場合において、その通知が原形を失った特定園芸施設（原形を失った附帯施設又は施設内農作物がある場合にあつては、当該附帯施設又は施設内農作物を含む。）に係るものであるときは、前項の規定にかかわらず、前項の規定による確認（以下「現地確認」という。）に代えて、当該組合員等に、当該通知に係る特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物の画像その他の必要な情報を電磁的方法（法第二十三条第二項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供させ、前項に規定する事項を確認することができる。</p> <p>3 組合等は、現地確認をした後、当該特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物につき次に掲げる事項を調査し、農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第六十条の規定により算定される損害の額（以下「損害の額」という。）を認定しなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第二 都道府県連合会が行う損害の額の認定</p> <p>1 都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）は、法第七十二条において準用する法第三十条第三号の規定による通知（以下「損害通知」という。）を受けた場合において、組合等が現地確認を行うときは、当該現地確認に立ち会わなければならない。ただし、損害通知に係る損害が僅少である場合は、この限りではない。</p> <p>2 都道府県連合会は、組合等が第一第二項の規定により電磁的方法により提供された情報の確認を行う場合には、組合等から当該</p>	<p>第一 組合等が行う損害の額の認定</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 組合等は、前項の規定による確認をした後、当該特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物につき次に掲げる事項を調査し、農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第六十条の規定により算定される損害の額（以下「損害の額」という。）を認定しなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第二 都道府県連合会が行う損害の額の認定</p> <p>1 都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）は、法第七十二条において準用する法第三十条第三号の規定による通知（以下「損害通知」という。）を受けたときは、組合等が第一第一項の規定により行う確認に立ち会わなければならない。ただし、損害通知に係る損害が僅少である場合は、この限りではない。</p> <p>(新設)</p>

情報の提供を受け、同項の規定の例による確認を行うものとする。

3| 都道府県連合会は、損害通知が多いことその他やむを得ない理由により、第一項本文の規定により組合等の行う全ての確認に立ち会うこと又は前項の規定により提供を受けた全ての情報の確認を行うことが困難である場合は、その一部を抽出して立ち会い又は確認を行うことができる。

4| 都道府県連合会は、損害通知を受けたときは、第一第三項各号に掲げる事項を調査し、損害の額を認定しなければならない。この場合において、同項第三号に掲げる事項の調査には、第一第四項の規定を準用する。

2| 都道府県連合会は、損害通知が多いことその他やむを得ない理由により、前項本文の規定により組合等の行う全ての確認に立ち会うことが困難である場合は、その一部を抽出して立ち会うことができる。

3| 都道府県連合会は、損害通知を受けたときは、第一第二項各号に掲げる事項を調査し、損害の額を認定しなければならない。この場合において、同項第三号に掲げる事項の調査には、第一第三項の規定を準用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。